

## 座間市子育て世帯訪問支援事業実施事業者募集要項

### 1 業務名称

座間市子育て世帯訪問支援事業業務委託

### 2 募集の目的

家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦若しくはヤングケアラー等がいる家庭に対し、訪問支援員を派遣し、必要な支援を行うことを目的とする。

### 3 業務内容

家事支援（食事の準備、衣類の洗濯、掃除、買い物の代行等）

### 4 業務の仕様

「座間市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

### 5 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 6 募集要件

次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 本事業の実施に対して意欲を有し、かつ児童福祉に理解を持つ事業者であること。
- (2) 業務内容に対応できる従業員を有するなど、本事業の安定した適切な運営が確保できること。
- (3) 本事業と同様又は類似する事業（子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業など、訪問型の家事支援事業など）を実施した実績があること又は家事支援を実施した実績を有し、支援を実施できる体制が整っている事業者
- (4) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しないこと。

### 7 委託料

委託料は以下のとおり単価方式とする。なお、利用者の負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする。（第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税）

- (1) 訪問支援費

1時間あたり 3,000円

(2) 交通費等

1回あたり 1,860円

(3) 会議等出席費

1回あたり 2,000円

(4) 事務費・管理費

1世帯あたり 月額 3,000円

※月に1件以上の利用がある世帯のみ対象

(5) キャンセル料

1回あたり 1,860円

※訪問支援実施予定日の前日午後5時を過ぎてキャンセルの連絡があった場合や、利用日当日に不在の場合に発生

## 8 応募方法

本事業に応募する者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 座間市子育て世帯訪問支援事業実施事業者応募届（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）

## 9 審査方法

- (1) 提出された書類の確認
- (2) 事業者、事業実績に関する調査

なお、審査の過程で疑義が生じた場合は、応募者は聞き取りによる調査又は書類の追加提出に応じなければならない。

## 10 審査結果等

審査の結果は郵送又は電話にて通知する。

### 11 委託契約の締結

審査に合格した事業者は、速やかに委託契約を締結するとともに、座間市子育て世帯訪問支援事業実施事業者として登録リストに掲載するものとする。

### 12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。なお、契約締結後に次のいずれかに該当した場合は、契約解除を行う。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

### 1 3 その他

- (1) 提出書類は、審査結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成等応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。